

記入例

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

令和 ○年 ○月 ○日

フリガナ
氏名又は名称 **株式会社 吹田水道**
住 所 〒564-8551

吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号

公益社団法人日本水道協会大阪府支部
が開催する研修会について記入

フリガナ
代表者氏名 **代表取締役 水道 花子**
電 話 番 号 06-6384-1251

スイトウハナコ

住民票・登記事項
証明書の記載のと
おりに記入

1. 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施し
指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

該当する項目をチェック	受 講 年 月
☒ 受 講 （ 令和元年 10 月受講 ） ・ （ 年 月受講 ）	
☐ 不受講 （理由： ）	

不受講の場合は理由を記入

- ・過去5年以内で受講実績のある方は、受講年月を記入のうえ、受講欄にチェックをして下さい。
- ・不受講の場合は理由を記入して下さい。

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容 （公表： ☒ 可 ☐ 不可 ）

該当する項目を丸で囲う

事業所の名称	株式会社 吹田水道		
事業所の所在地	〒564-8551 吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号		
電話番号 (市民対応用)	06-6384-1258	指 定 番 号	第 9999 号
営業日 (対応可能日)	月曜日～土曜日	営業時間 (対応可能時間)	9 時～17 時
休 業 日	日曜日 祝日 年末年始 GW 盆		

業務内容（該当するものに○を記入して下さい。）

新築・改造・撤去等		修 繕				
		水漏れや故障の修繕・取替（屋内）			屋外給水管の修繕 (掘削等を伴うもの)	給水設備（受水 槽・ポンプ・及 びその他の付属 設備）の修繕
道路部分	宅内部分	トイレ (ボールタップ等)	蛇口 (混合水栓等)	屋内配管		
○	○	○	○	○	○	○

- * 公表には、ホームページ等への掲載も含まれます。
- * 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内で直近のもの）

受講者名	研修会名・実施団体	受講年月日
水道 花子	給水工事技術振興財団 e-ラーニング	令和元年7月12日
水道 太郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和元年8月1日

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付し
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事事業者指定更新時【別紙】に記入してください。

e-ラーニングで実施した場合は、受講終了時に表示される画面（修了年月日）を印刷したものを添付

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

技能（経験）を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか （○・×を記入）	資格等を有しているか（○・×を記入）		工事年度
			保有している資格等	
水道 花子	○	○	講習会修了者	〇〇年
水道 太郎	○	×		〇〇年
下請け業者等についても記入可能				

- ・以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。
 - ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定）資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ・過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にチェックをしてください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。